

●利島村離島高校生修学支援費補助金

離島に住む高校生は、島を離れて進学せざるを得ない状況にあり、居住費等の保護者の負担が重いことから、修学に関する経費の一部を補助する制度です。

■対象者

次に該当する利島村に住所を有する保護者（村税を滞納していない者）

- ① 利島に住所を有するが、通学のために実際に島外に居住する生徒
- ② 通学のために利島村から島外に転居した生徒

■補助金額

一ヶ月4万円 年間48万円を上限。交付回数は、年2回（10月、3月）

■対象経費

居住費（家賃、下宿費）

■対象期間

高等学校等の在学期間中

■受付期間

毎年5月30日までに教育委員会まで申請書を提出

■必要書類

- ① 在学証明書
- ② 寮、下宿、借家等住居等に係る契約書、またはこれに推するもの